

# 産業廃棄物に関する法令 (廃掃法・豊田市条例) の順守

廃棄物を扱うものとして、廃掃法をはじめとするさまざまな規制の理解が必要！

エコット6

メンバー

アイシン化工（株）

キューピー（株）

小島プレス工業（株）

大豊精機（株）

豊生ブレーキ工業（株）

日本発条（株）

# 検討内容（課題を洗い出す）

- ▶ 廃棄物を扱うものとして、廃掃法をはじめとするさまざまな規制を理解していないといけない。

※実情 例：社内の産廃担当者の中に、条例まで理解しているものが少ない。

例：全社を管理している廃棄物担当者だけが理解している。

例：県外、市外のグループ会社が、条例を理解していない。

- ▶ 廃棄物担当者に必要な力量をつけさせたい。
- ▶ 必要とされる法令の順守項目を教育することが必要。
- ▶ 担当者に教育する際には、理解度テストがあると良い。

# 対策・取組

- ▶ 産業廃棄物に関する各社の規定／基準／ルールなどを入手する。（～6月30日）
- ▶ 法令（廃掃法・豊田市条例）に関する各社の教育資料を入手する。（～6月30日）



- ▶ **小島プレス殿の教育資料をベースに、ブラッシュアップする。**（9月～11月）  
（例：県条例や豊田市条例なども盛り込んだらどうか。特に廃棄物関連は豊田市内では県条例が適用されない点に注意が必要）
- ▶ **理解度テストを作成して、知識の定着を図る。**  
⇒理解度テストを11月末までに作成。
- ▶ **豊生ブレーキ工業（株）殿の工場見学を実施。**（10月25日）

# 工場見学

現地現物で、気づきなどを共有。深掘り。



廃棄物保管場所の掲示板上に記載されている「廃棄物の種類」について、適正な表示になっているかどうか確認した。他にグッドポイントとして、写真などを使って分別しやすい工夫がなされていることも確認できた。

# 廃掃法教育テキスト

実務者向

## 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (廃棄物処理法、廃掃法)

### 廃掃法とは

略称	廃掃法、廃棄物処理法
正式名称	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
所轄官庁	環境省
制定年月	1970年12月

法第1条

目的

- ①廃棄物の排出を抑制し、及び
- ②廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに
- ③生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

### 廃棄物処理法の位置付け

### 廃棄物処理法に関する環境法令

法令名称	概要
資源有効利用促進法	循環型社会を形成して持続可能な社会の創出や高度利用の促進を目的とする。①再生資源のリサイクル、②リサイクルの促進と普及、③分別回収の促進、④産業廃棄物の有効利用
家電リサイクル法	家電4品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、空調設備）の廃棄・運搬・再資源化に関し、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図ることを定めた法律。
小型車用リサイクル法	中古車及び中古バイクの廃棄物の処理と小型車用機器の再資源化を促進し、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図る法律。
PCBの規制法	PCB類の使用の削減及び管理の適正化に関する法律。
食品リサイクル法	食品の製造・加工等を行う食品製造業者に対し、食品廃棄物の発生抑制・減量・回収を促し、食品廃棄物の再生利用を促進するために制定された法律。
PCB規制促進法	PCB廃棄物の保管、処分等に必要な規制を行うとともに、処理に必要な体制を速やかに整備することを目的とした法律。
化学物質等の安全管理法（化管法）	化学物質の管理の改善を促進し、化学物質による環境の保全上の支障を未然に防止することを目的とした法律。よつこ制度、ドラス制度、SDS制度

【要約】 産業廃棄物の適正な処理の促進に関する法律  
 特定産業廃棄物の適正な処理の促進に関する法律

### 廃棄物の分類

### 産業廃棄物の20種類

名称	産廃品目
蛍光灯	蛍光管・蛍光灯類
小型家電	携帯電話類
電池	乾電池類
液晶	液晶ディスプレイ類
電球	電球類
電機	電機類
バッテリー	二次電池類

Point 対象となる事業所の届出、報告書の提出義務

届出計画書	産業廃棄物の発生量前年度1,000ton以上の場合
状況報告書	前年度に産業廃棄物処理計画書を提出した場合
届出届出書	都道府県外から市内へ搬入する場合
変更届出書	都道府県外から市内へ搬入する届出後に変更する場合
実績届出書	前年度に届出届出書に対する実際の搬入数量報告

### 特別な基準を要する廃棄物

#### 特別管理産業廃棄物の種類

有機溶剤類	メチルベンゼン（キシレン）、トルエン、キシレン類、クロロベンゼン、ニトロベンゼン類、ジクロロベンゼン類
重金属類	鉛、汞、銅、亜鉛、錳、ニッケル、クロム、バリウム、セシウム、ストロンチウム
PCB類	PCB類
特殊な有害物質	特殊な有害物質

Point 対象となる事業所の届出、報告書の提出義務

届出計画書	発生量が前年度50ton以上の場合
PCB報告書	前年度に特別管理産業廃棄物処理計画書を提出した場合
届出届出書	発生する事業場が指定された場合
変更届出書	発生する事業場が変更された場合
届出届出書	発生する事業場が廃止された場合

### PCBに関する情報サイト（環境省）

Point 対象となる事業所の届出、報告書の提出義務  
 PCB廃棄物の保管事業者は、毎年一度、PCBの保管及び処分状況届出をする。

### 排出事業者の責務の概略

### 廃棄物処理に関わる事業者責任

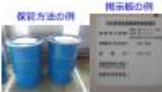
- 廃棄物処理法第3条第1項  
事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を**自らの責任において適正に処理**しなければならない。
- 廃棄物処理法第11条第1項  
事業者は、その産業廃棄物を**自ら処理**しなければならない。
- 廃棄物処理法第12条第7項  
委託した事業者は、その**処理の状況を把握するとともに発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程が適正に行われるための必要な措置を講ずる努め**がある。

#### Point

自ら処理できない場合は、産業廃棄物処理業の許可を持つ事業者へ委託できる。処理を委託した場合でも、**産業廃棄物が適法処理されたが確認する責任**がある。  
→確認方法としては**マニフェストでの終了報告や廃棄物の処理状況確認**

### 産業廃棄物保管基準（特別管理産業廃棄物）

- 1) 周囲に囲いを設置...
  - 2) 飛散・流出・地下浸透...
  - 3) ねずみ・ハエ・蚊その他の害虫発生...
- 1)～3)は**普通の産業廃棄物保管基準**と同一
- 4) **仕切りを設ける**など、他の物が混入するおそれのないように必要な措置をする



#### Point

油類、PCB汚染物、PCB汚染物	・容器に入れて密封する等、飛散、漏れ防止に必要措置 ・防止のために必要な措置 ・乾燥にさらされないために必要な措置
腐敗、腐アノリ	・容器に入れて密封する等、悪臭を防止するために必要な措置
PCB汚染物、PCB汚染物	・腐食の防止のために必要な措置
腐食性	・密封する等、腐食の防止のために必要な措置
発熱するおそれのあるもの	・容器に入れて密封する等、腐食の防止のために必要な措置

### 産業廃棄物保管基準（普通の産業廃棄物）

- 1) **周囲に囲いを設置**し、法定要件を記載した**指示板**を壁や目隠し等に設置する
  - 2) 飛散・流出・地下浸透・悪臭予防のため  
・排水溝の設置、底面を不透水性の材料で覆うなどの措置をする  
・屋外で容器を用いず保管する場合、法定積上げ高さの上限を超えない
  - 3) ねずみ・ハエ・蚊その他の害虫発生防止をする等
- 指示板の要件**
- ① 大きさ... **縦、横それぞれ60cm以上**
  - ② 表示事項... 産廃の保管場所であることを記載
    - 保管する産廃の種類
    - 保管場所の管理者の氏名・連絡先
    - 保管の高さ (屋外で容器を用いず保管する場合)



#### Point

上記の内容については、**指名された産業廃棄物の処理責任者が行う。**

### 産業廃棄物運搬車への表示及び書類の備え付け

産業廃棄物の収集又は運搬する場合、運搬車の車体の側面に表示及び書類の備え付け（携帯）を行わなければならない。

#### 【運搬車への表示】

- ① 産業廃棄物の収集又は運搬の供する運搬車である旨
- ② 氏名又は名称
- ③ 許可番号（下6桁）

#### 【運搬車への書類備え付け（携帯）】

- ① 産業廃棄物収集運搬車の許可書（写し）
- ② 電子マニフェストの加入票（写し）
- ③ 以下の事項を記載した書面（電子情報でも可）  
→ 運搬する産業廃棄物の種類および数量  
→ その運搬を委託した者の氏名または名称



#### Point

表示、書類携帯を行わない状況の場合、**産業廃棄物処理法違反**となり、行政命令の対象になります。

### 廃棄物データシート（WDS）

Waste Data Sheet（産業廃棄物データシート）の略。  
排出事業者が、産業廃棄物処理業者に提供すべき産業廃棄物特有の情報のこと。  
(処理業者と協議の上、産業廃棄物サンプルや発生工程図、SDSを用いても良い。)



#### Point

WDSは、契約時に提供し、契約書に付するものであるが、新規収集の開始にあらかじめ処理業者へWDSを提供することが望ましい。

### 水銀使用製品産業廃棄物 ※特に重要な産業廃棄物

- 【主な製品】  
水銀体温計、水銀電球、水銀圧力計、水銀温度計、水銀電圧計
- 【必要な措置】
- 産業廃棄物保管場所の標示板  
→ **産業廃棄物の種類欄に「水銀使用製品産業廃棄物」を記載すること。**
  - 保管方法  
→ 一般の物と混合するおそれのないように仕切りを設ける等の措置をとること。  
→ **密閉せず蓋をしたものについては、密閉容器に入れて保管する。**  
→ その他注意事項  
・人や動物が容易に接触する場所には置かない。  
・蓋が壊れないようしっかりと、緩衝材を積層するなど。  
・専用の容器に入れる。(密閉できる容器が望ましい)
  - 処理の委託  
→ **「水銀使用製品産業廃棄物」の収集運搬又は処分を許可を受けた事業者へ委託すること。**



### 収集運搬業者、処分業者への委託基準

排出事業者は産業廃棄物を自ら処理しなければならないが（排出事業者責任）、**処理を委託することもでき、その場合には「委託基準」を遵守する**

#### 【主な委託基準】

- ① 委託する業者が**産業廃棄物処理業の許可（有効期限内）**を有する
- ② 委託する業者の許可の範囲に、委託する産業廃棄物の種類が含まれている
- ③ **委託契約は書面で行う**
- ④ 委託契約書及び関連書面は、**契約終了日から5年間保存**
- ⑤ 産業廃棄物の収集運搬委託は、**収集運搬業の許可を有する者**と、**其主を含む中間処理、又は最終処分**の委託は、**処分業の許可を有する者とそれぞれ二書面で契約し、契約終了日から5年間保存する**

#### Point

採集業者、処分業者と委託契約を締結していないと輸出することはできない。



### 現地確認義務

#### ■ 処理委託先の現地確認

排出事業者は、委託先の運搬業者または処分業者が委託する産業廃棄物を処理する能力があるか、適正な処理を行っているか確認しなければなりません。  
(確認頻度：**少なくとも毎年1回**)

#### ■ 記録の保存義務

確認した結果は記録（チェックシート等）して、**5年間保存**すること。

#### 【確認事項の例】

- 許可の内容と業者の実態は一致しているか。
- 委託先の処理施設の種類や能力は委託内容に比べて十分か。
- 処理施設や最終処分の場所は適切に管理されているか。
- 受け入れた産業廃棄物の管理は適切か、過剰に保管されていないか。
- 処理施設の周辺の環境に配慮しているか。

#### Point

確認の際には、**現地の写真を撮影**することをお勧めします。  
- 許可番号 - 工場全体の写真 - 中間処理設備 - 保管されている産業廃棄物



### 廃棄物の取り扱いで間違えやすいケース①

(1) XがZに運搬費を支払っており、運搬費が譲渡料金よりも高い場合



#### Point

上記(1)の場合、有償でではなく廃棄物となるため、マニフェストの発行が必要となる。  
※マニフェストを発行するためには、委託契約(収集運搬・処分)の締結が必要

### 別紙参考資料

■ 廃棄物処理法で定められた設置許可を必要とする施設  
処理業者でも**廃出事業者**でも以下の施設を設置する場合は設置許可を受けなければなりません。

処理施設の分類	規格
汚泥の脱水施設	-処理能力が10m <sup>3</sup> /日を超える(都道府県知事) -処理能力が10m <sup>3</sup> /日を超えない(政令市長)
廃油の油水分離施設	-処理能力が10m <sup>3</sup> /日を超える(都道府県知事) -処理能力が10m <sup>3</sup> /日を超えない(政令市長)
廃プラスチック類の破碎施設	-処理能力が5ton/日を超える(都道府県知事) -処理能力が5ton/日を超えない(政令市長)

※他に、「乾燥施設」「焼却施設」「中和施設」「分解施設」などがある。

### 廃棄物の取り扱いで間違えやすいケース②

(2) XがYに無償で、使用済み品を譲渡した場合



#### Point

上記(2)の場合、「0円は有償を超えてはいない」つまり廃棄物と判断される可能性があるため、マニフェストの発行が必要となる。  
※マニフェストを発行するためには、委託契約(収集運搬・処分)の締結が必要



【代表的な混合物】

名称	産廃品目
蛍光灯 小型家電	廃プラスチック類 金属くず ガラスくず
電球 体温計	金属くず ガラスくず
電池	汚泥 金属くず
バッテリー	廃酸 廃プラスチック類 金属くず

**Point**

対象となる事業所の届出、報告書の提出義務

処理計画書	産業廃棄物の発生量が前年度1,000ton以上の場合
状況報告書	前年度に産業廃棄物処理計画書を提出した場合
搬入届出書	豊田市外から市内に搬入する場合
変更届出書	豊田市外から市内に搬入する届出をした後に変更する場合
実績届出書	前年度に届け出た搬入数量に対する実際の搬入数量報告



# 水銀使用製品産業廃棄物 ※特に重要な産廃物

## 【主な製品】



蛍光ランプ



蛍光ランプ

電極部にセロテープ等を貼りつけ、絶縁する



電池類

- ・水銀体温計
- ・水銀血圧計

## 【必要な措置】

### ■ 廃棄物保管場所の掲示板

⇒ 産業廃棄物の種類欄に「水銀使用製品産業廃棄物」を記載すること。

### ■ 保管方法

⇒ 他の物と混合するおそれのないように仕切りを設ける等の措置をとること。

※意図せず割れてしまったものについては、密閉容器に入れて保管する。

〈その他注意する点〉

- ・人や台車などが往来する場所には置かない。
- ・重ならないようにしたり、緩衝材を設置するなど。
- ・専用の容器に入れる。（密閉できる容器が望ましい）

### ■ 処理の委託

⇒ 「水銀使用製品産業廃棄物」の収集運搬又は処分の許可を受けた事業者に委託すること。

産業廃棄物保管場所	
廃棄物の種類	・廃プラスチック類 ・金属くず ・ガラスくず・コンクリートくず ・陶磁器くず ・その他
数量	8m <sup>3</sup>
氏名	〇〇工業(株)
管理者	取締役 薄井 太郎
連絡先	045-000-0000 内線2718
保管の高さ	1m



廃棄物処理法 修了テスト						得点	/100点
実施日		部署名		社員No.		氏名	

(各5点)

1. ( ) に当てはまる言葉を下記から選択して下さい。

■ 廃棄物処理法は、「廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な ( ① )、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全・・・」

ア) 処理 イ) 分別 ウ) 排出

答え イ

■ 廃棄物処理法において「一般廃棄物」とは ( ② ) 廃棄物をいう。

ア) 産業廃棄物以外の イ) 家庭から排出された ウ) 事業活動に伴って生じた廃棄物以外の

答え ア

■ 委託した事業者は、その処理の状況を確認するとともに ( ③ ) から ( ③ ) が終了するまでの一連の処理の行程が適正に行われるための必要な措置を講ずる努めがある。

ア) 発生、収集運搬 イ) 収集、最終処分 ウ) 発生、最終処分

答え ウ

■ 3 Rとは1番目に ( ④ ) である。

ア) リデュース イ) リユース ウ) リサイクル

答え ア

■ 委託契約書及び関連書面は、契約終了日から ( ⑤ ) 保存する必要がある。

ア) 3年間 イ) 5年間 ウ) 7年間

答え イ

■ 特別管理産業廃棄物に該当するものの組合せとして最も適切なものは ( ⑥ ) と廃水銀等である。

ア) 水銀使用製品産業廃棄物 イ) 腐食性のあるPH値が2.5の廃酸 ウ) PCB廃棄物

答え ウ

2. 次の説明で正しいものは○、誤っているものは×を記入して下さい。

- 事業活動によって生じた廃棄物はすべて産業廃棄物になる。
- 事業系一般廃棄物の処理責任は、市町村にある。
- オフィスで使用し、不要となったプラスチック製のクリアファイルは産業廃棄物に該当する。
- PH値10の廃アルカリは、特別管理産業廃棄物に該当する。
- PCB廃棄物の保管事業者は、保管状況に変化がなくても、毎年度、届出をしなければならない。
- 産業廃棄物の保管場所には、周囲に囲いを設ける必要がある。
- 産業廃棄物保管場所には、見やすい位置に法定要件を満たした掲示板を設置しなければならない。
- 水銀使用製品産業廃棄物は、他の物と混合するおそれのないように仕切りを設けなければならない。
- 産業廃棄物を排出事業者自ら運搬する場合は、運搬車両に「産業廃棄物運搬車」の表示は必要ない。
- 収集運搬を委託する場合、契約を結ぶのは委託終了後でも良い。
- 委託契約書には、常に最新の許可証の添付が必要である。
- 処分を委託する予定の産業廃棄物のすべての種類について、許可証に含まれている必要がある。
- WDSは、産業廃棄物の適正な処理に必要な情報を正確に処理業者へ伝達することを目的としている。
- 1円で売れるものは何でも「有価物」になるので、廃棄物処理法の適用は受けない。

<input type="checkbox"/>	答え ×
<input type="checkbox"/>	答え ×
<input type="checkbox"/>	答え ○
<input type="checkbox"/>	答え ×
<input type="checkbox"/>	答え ○
<input type="checkbox"/>	答え ○
<input type="checkbox"/>	答え ○
<input type="checkbox"/>	答え ×
<input type="checkbox"/>	答え ×
<input type="checkbox"/>	答え ○
<input type="checkbox"/>	答え ○
<input type="checkbox"/>	答え ○
<input type="checkbox"/>	答え ×

# まとめ

提案：

今回、グループ活動の中で作成した「教育資料」「理解度テスト」を各社で実際に使い、その結果として皆さんから改善点をお聞かせいただきたい。

⇒来年更新する教材「覚えておきたい環境法令 廃棄物・リサイクル」に反映させていきたい。